

# 学校法人千葉明德学園 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人千葉明德学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、理事長、常勤役員（学長及び校長等をいう。）及び非常勤役員（理事及び監事をいう。）の報酬、手当、退職金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 報酬及び手当

(報酬)

第2条 理事長の報酬額は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤役員の報酬の額は、別表第2のとおりとする。

3 特別な任務を委嘱された非常勤の役員については、理事会の議を経て前項の報酬に一定額を加給して支給することができる。

(理事手当)

第3条 常勤役員については、職員給与規程に基づき支払う給与のほか、理事手当を支払う。手当の額は、別表3のとおりとする。

(期末手当)

第4条 理事長には、報酬のほか期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、別表第4のとおりとする。

(支給方法)

第5条 理事長及び非常勤役員への報酬の支給期間、及び常勤役員への理事手当の支給期間は就任月から退任月または退職月までとする。

2 理事長への期末手当支給方法については、職員の例による。

3 前条の期末手当は、夏期手当及び冬期手当に分け、それぞれ6月及び12月に支給する。

## 第3章 退職金

(退職金の支給)

第6条 理事長及び常勤役員が退任または退職したときは、退職金を支給する。

2 理事長及び常勤役員の退職金支給方法については、職員の例による。

## 第4章 旅費

(旅費の支給)

第7条 理事長及び常勤役員が出張した場合には、旅費を支給する。

(旅費の種類及び旅費額)

第8条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 旅費の額は次のとおりとする。

鉄道賃	実費
船賃	実費
航空賃	実費
車賃	実費
宿泊料	実費

(出張雑費)

第9条 出張の性質により、この規則による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として支給することができる。

(交通費)

第10条 交通費は、非常勤役員が理事会等に出席した場合に支給するものとし、その額は実費とする。

(出張に関する規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、出張手続及び旅費の支給について必要な事項は、職員の出張に関する規程を準用する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬の支給基準として公表する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。(改正条項 別表2)

附 則

この規程は、平成23年6月28日から施行する。(改正条項 別表1)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(改正条項 第1条、第12条、別表2、新設条項 第13条)

別表第1 (第2条関係)

理事長の報酬額

月 額	850,000円
-----	----------

別表第2 (第2条関係)

非常勤役員の報酬額

副理事長 (月額)	120,000円
理 事 (月額)	60,000円
監 事 (月額)	60,000円
監 事(月額)週1日	120,000円

別表第3 (第3条関係)

常勤役員の理事手当の額

月 額	30,000円
-----	---------

別表第4 (第4条関係)

理事長の期末手当の額

夏期手当	1,774,000円
冬期手当	1,774,000円